

『特車ゴールド（ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度）』に関するQ&A

1. 「特車ゴールド」制度全般に関すること

No	質問	回答
1	特車ゴールドとはどのようなものですか。	業務支援用 ETC2.0 車載器をセットアップ・装着した車両の登録と特車ゴールドの利用登録をしていただくことにより、許可更新手続きの簡素化と大型車誘導区間における経路選択が得られる制度です。
2	特車ゴールドのメリットを教えてください。	通行止め等により申請経路から迂回が必要となった際、大型車誘導区間であれば新たに許可を取得することなく通行可能となります。 また、簡易な手続きで更新の申請が行えるようになります。具体的には、更新の際に前回の申請と車両の種類および軸種、通行経路、積載貨物等が同一で、通行期間は同一年数の場合、申請者の同意にともない、申請書類の作成および提出が自動的になされます（ワンクリック申請）。
3	特車ゴールドはどこで受付けていますか。	受け付けは特殊車両通行許可オンライン申請からのみとなります。窓口では受け付けておりませんのでご注意ください。
4	特車ゴールドの対象となる地域は関東だけですか。	対象の地域は全国となります。 なお、オンライン申請の受付は、全国の直轄国道事務所（申請受付窓口を廃止した事務所及び関東地整本局を除く）の窓口になります。
5	特車ゴールドを利用すると審査期間が短くなりますか。	特車ゴールドであるため審査期間が短くなるものではありません。大型車誘導区間以外の道路で個別に審査がある場合、あるいは他の道路管理者との協議が必要な場合もありますので、これまでと同様の審査期間が必要です。

2. 許可経路に関すること

No	質問	回答
6	大型車誘導区間においては、経路を複数申請しなくてもよいのですか。	同一出発地、同一目的地であれば大型車誘導区間内では迂回経路のための複数申請はしなくてもかまいません。
7	出発地と目的地は大型車誘導区間でなくてもいいですか。	出発地、目的地は大型車誘導区間でなくてもかまいません。申請経路の少なくとも一部に大型車誘導区間が含まれていれば特車ゴールドの対象となります。
8	大型車誘導区間とはどのようなものですか。	国土交通大臣が指定する大型車両の通行を誘導すべき道路の区間です。高速道路や直轄国道、地方の主要道路が指定されています。詳しい道路区間については、特車 PR サイトの ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度における大型車誘導区間の「通行条件マップ」で確認できます。
9	大型車誘導区間に指定された道路はどこで確認できますか。	最新の指定道路の状況は国交省や関東地整のホームページで確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-a/index.html

No	質問	回答
10	経路を申請する時に、出発地から大型車誘導区間までの経路、大型車誘導区間、大型車誘導区間から目的地まで、と分けて申請するのですか。	経路の申請は、出発地から目的地までを分けずに、大型車誘導区間を含んだ一連の経路として申請してください。 なお、出発地・目的地が異なる経路についてはそれぞれ申請が必要になります。
11	出発地から大型車誘導区間に入るまでの経路が複数ある場合は、申請経路はどうすればよいですか。	大型車誘導区間に至るまでの間で、複数の通行許可を得る必要がある場合、それぞれの経路での申請が必要です。
12	大型車誘導区間の沿線の施設であれば、どこでも目的地として荷下ろししてよいですか。	特車ゴールドでは、出発地あるいは目的地が異なる場合は、個別の経路として申請が必要です。
13	大型車誘導区間以外の道路や未収録道路だけの申請経路の場合でも特車ゴールドを利用できますか。	申請経路に大型車誘導区間が含まれていない場合は特車ゴールドを利用できません。
14	通行条件 C や D があつた場合、大型車誘導区間を含む全線でその条件で通らなければならぬですか。	特車ゴールドでは、当該許可条件による措置の必要となる区間又は箇所限定して当該許可条件により通行する必要があります。
15	通行条件 C の車両が、高速道路や大型車誘導区間に入った時はどのように通行すればよいのですか。	高速道路は大型車誘導区間に含まれます。 大型車誘導区間の通行条件は、大型車誘導区間算定結果帳票に記載されます。通行条件 C や D、通行時間帯条件、通行不可等の通行条件が、障害区間毎に表示されますので、障害区間を通行する場合は各々の条件に従ってください。 特車ゴールドでは障害区間以外において、通行条件によらず通常の走行が可能です。
16	よく利用する道路を大型車誘導区間に入れてほしいのですが。	申し訳ありませんが、大型車誘導区間に関するご意見はこちらでは承っておりません。

3. 申請手続きに関すること

No	質問	回答
17	特車ゴールドを利用するにはどのような手続きが必要ですか。	特殊車両に業務支援用 ETC2.0 車載器をセットアップし装着する必要があります。 また、オンライン申請での特殊車両通行許可の申請手続きにより、特車ゴールド利用申請を行う必要があります。詳しくは、特車 P R サイトお知らせ http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html の『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』における特車システム操作説明資料をご確認ください。
18	どのような車両が対象ですか。	対象車両は業務支援用 ETC2.0 車載器をセットアップ・装着し、特車ゴールドの利用登録を行った特殊車両です。 該当する特殊車両の詳しい諸元は、特車 P R サイトお知らせ http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html の『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度 実施要綱』の「対象車両の許可基準」をご確認ください。
19	複数の事業者で 1 台の車両を共同で使っていますが、それぞれの事業者で特車ゴールドを利用できますか。	利用できます。 一台の車載器に対して、複数の事業者が利用登録をすることは可能です。

No	質問	回答
		特車ゴールドを利用する事業者それぞれが、その車両に装着された業務支援用 ETC2.0 車載器による利用登録を行ってください。
20	車両を手放す場合、何か手続きが必要ですか。	特殊車両オンライン申請システムのETC2.0簡素化制度利用登録で登録情報の削除手続きが必要です。
21	業務支援用 ETC2.0 車載器が壊れたので新しい車載器に交換した場合、何か手続きは必要ですか。	ETC2.0簡素化制度利用登録画面より車載器登録情報を新しい車載器の車載器管理番号やASL-ID情報に変更登録してください。これ以外の手続きは不要です。 なお、車両が変更された場合やナンバープレートが交換された場合は、新たに特殊車両通行許可を申請する必要があります。利用登録済みの車載器を用いた（付け替えた）としても、新たな申請が必要であることに変わりはありません。
22	ナンバープレートを変更する場合、何か手続きが必要ですか。	カーディーラーやカー用品店等で業務支援用 ETC2.0 車載器の再セットアップを行ってください。 特殊車両オンライン申請システム上で、古いナンバープレートの利用登録情報を削除し、新しいナンバープレートで利用登録を行ってください。 また、特車ゴールドの通行許可は変更申請ができないため改めて新規申請を行ってください。
23	許可期間が切れた場合、利用登録した情報の取扱いはどうなりますか。	許可期間が切れても利用登録した情報は存続します。
24	複数トラクタを含めた包括申請はできますか。	トラクタの包括申請はできません。 平成31年3月25日より包括申請が可能になりました。
25	トラクタの包括申請はできないとのことですが、今後も特車ゴールドでは対象外なのでしょうか。	トラクタの包括申請については、ニーズを踏まえ対応を検討していきます。
26	特車ゴールドの許可期間中に、登録したトレーラの台数を増やす変更を行いたい場合、どのような手続きが必要ですか。	追加申請はできません。追加するトレーラを含めて新規申請を行ってください。

4. 許可証に関すること

No	質問	回答
27	特車ゴールドでは、ドライバーはどの書類を携行すればいいのですか。	車両内訳書、通行経路表、通行経路図、特殊車両通行許可証、条件書、大型車誘導区間算定結果帳票、大型車誘導区間経路図（通行条件マップ）を携行してください。 なお、「大型車誘導区間算定結果帳票」や「大型車誘導区間経路図（通行条件マップ）」は通行経路に係るもののみ備え付ければよいので、全てを印刷して携行する必要はありません。
28	大型車誘導区間経路図（通行条件マップ）はどこから入手できますか。	特車 PR サイトのダウンロードコーナーからダウンロードできます。
29	大型車誘導区間経路図（通行条件マップ）は申請車両に対応したものですか。	大型車誘導区間経路図（通行条件マップ）は、モデル車両による算定結果での通行条件を示した地図になります。 申請経路以外の大型車誘導区間を通行する場合は、大型車誘導区間算定結果帳票で、C・D条件など通行条件を確認していただくことになります。
30	申請した車両諸元に対して、大型車誘導区間を通行する際に付いた条件は何を見たらわかりますか。	「大型車誘導区間算定結果帳票」により確認できます。「大型車誘導区間算定結果帳票」は、申請書作成状況一覧画面からダウンロードすることができます。
31	許可証を紛失してしまいました。	オンライン申請で許可証の再交付を行ってください。

5. 更新に関すること

No	質問	回答
32	特車ゴールドの更新時は、申請者は更新処理をすることなく、更新後の許可証が送付されてきますか。	ワンクリック申請の案内通知が届きますので、ワンクリック申請への同意の手続きと手数料の納付が必要です。 また、ワンクリック申請では前回の申請と車両の種類および軸種、通行経路、積載貨物等が同一で、通行期間は同一年数となります。 ただし、違反状況によってワンクリック申請ができないことがあります。
33	ワンクリック申請時に大型車誘導区間以外の市区町村等の一般道の通行許可で協議があった経路も対象となりますか。	ワンクリック申請による更新の対象に含まれます。なお、一般道の通行許可で協議が必要であった場所は、更新時も協議が必要となります。そのため、更新の手続きをしていただいてから許可が下りるまで時間を要します。
34	トレーラ、経路、代表者などの条件が、前回申請と変更になる場合はワンクリック申請の対象になりますか。	申請内容が変更になった場合は、ワンクリック申請できません。

6. 業務支援用 ETC2.0 車載器に関すること

No	質問	回答		
35	業務支援用 ETC2.0 車載器は一般の ETC2.0 車載器と何が違うのですか。	業務支援用は、特殊車両の経路把握等を目的とするため、出発地・目的地付近を含めた経路情報等を収集する仕様です。一般車用は出発地・目的地付近の経路情報等は収集できない仕様です。		
36	従来の発話型 DSRC 車載器を持っていますが特車ゴールドの利用は可能ですか。	特車ゴールドの利用には、業務支援用 ETC2.0 車載器を装着してセットアップした車両が対象となりますので利用できません。		
37	現在、昔の ETC 車載器とデジタコの連動タイプを使っていますが簡素化制度を利用するにはどうすればよいですか。	特車ゴールドの申請には、業務支援用 ETC2.0 車載器が必要です。 昔の ETC 車載器や一般車用 ETC2.0 車載器は使用できません。 デジタコとの連動が必要であれば、連動タイプの業務支援用 ETC2.0 車載器をご利用ください。 なお、現在お使いのデジタコと業務支援用 ETC2.0 車載器の連動については、デジタコメーカーにお問い合わせください。		
38	車載器管理番号や ASL-ID はどこに記載されていますか。	車載器の梱包外装、あるいは同梱の印刷物に記載されています。不明な場合は取付店もしくは車載器製造メーカーにご確認ください。 車載器管理番号と ASL-ID の例は以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="1210 1822 2582 1877"> <tr> <td>車載器管理番号</td> <td>20桁の英数字で構成されます。</td> </tr> </table>	車載器管理番号	20桁の英数字で構成されます。
車載器管理番号	20桁の英数字で構成されます。			

No	質問	回答	
			<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20</p> <p>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</p>
		ASL-ID	<p>12桁の数字で構成されます。</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12</p> <p>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</p>

7. 違反取締りに関すること

No	質問	回答
39	経路違反が発覚した場合は、どのように扱われますか。	違反状況によっては、ワンクリック申請が行えない場合があります。

8. 手数料に関すること

No	質問	回答
40	新規申請の手数料はいくらですか。	大型車誘導区間完結経路で 160 円/台・経路、大型車誘導区間以外を含む場合は 200 円/台・経路になります。 なお、通常申請とは異なり、1 道路管理者の場合でも手数料がかかります。
41	ワンクリック申請の手数料はかかりますか。	ワンクリック申請においても新規申請と同じ手数料がかかります。

9. 特定プローブ情報に関すること

No	質問	回答
42	特定プローブ情報とはどのようなものですか、利用目的を教えてください。	業務支援用ETC2.0車載器に蓄積される車載器に関する情報、車両に関する情報、走行位置の履歴、急ブレーキの履歴等の情報です。 詳細は「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針」をご確認ください。 特殊車両の経路確認と許可の簡素化、また道路に関する調査・研究、道路管理の目的等に利用します。 詳細は「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針」をご確認ください。